平成２７年（フ）第１１９３号
さいたま市岩槻区大字鹿室488番地２
債務者　エレガンスクリーニングベル，きもの洗い花おとぎこと　小林　茂美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６９１号
神奈川県鎌倉市佐助２丁目23番７号　サンハイツ　203
債務者　春藤　光二
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　由幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４０３号
大阪府豊中市岡町４番８―502号
債務者　和泉　裕規
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内義之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５号
秋田県横手市蛇の崎町８番17号
債務者　吉方　勇人
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第３１２号
宮崎県児湯郡新富町大字日置482番地
債務者　富田　尚治
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩澤　千洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３３７号
岐阜市大蔵台20番10号
債務者　横山　堅二
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４８９号
埼玉県熊谷市久下1644番地１　カーサヴィアソーレ102、前住所埼玉県狭山市大字南入曽182番地の５
債務者　蓬田　久光
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４９０号
埼玉県熊谷市久下1644番地１　カーサヴィアソーレ102、前住所埼玉県狭山市大字南入曽182番地の５
債務者　蓬田春美子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９８１５号
東京都江東区海辺14―11―104
債務者　森　弘美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８１６号
東京都江戸川区南葛西３丁目13―15
債務者　齊藤　清伸
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８３１号
東京都江戸川区松江３丁目９―22
債務者　斉藤　奈美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８４２号
東京都杉並区上井草２丁目39―23―103
債務者　竹内　廣行
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８５５号
東京都練馬区羽沢１丁目11―12―102
債務者　村田　彰
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８５６号
東京都足立区大谷田５丁目32―15　ベルコーポＢ102
債務者　前田　治美
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８６１号
東京都江戸川区北葛西２丁目19―３―707
債務者　藤中　理沙
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部